

## 鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域(銃)の 期間更新等について

### 1 鳥獣保護区

#### (1) 期間更新

No.	名称	区分	所在地	面積 (ha)	更新後の存続期間	備考
2	大宮公園 鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	さいたま市	65.2	平成29年11月1日から 平成39年10月31日まで	
8	西武蔵 鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	飯能市	913.0	平成29年11月1日から 平成39年10月31日まで	
24	美里 鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	美里町	194.0	平成29年11月1日から 平成39年10月31日まで	
25	神流湖 鳥獣保護区	集団渡来地	秩父市、神川町	280.0	平成29年11月1日から 平成39年10月31日まで	
27	越谷 鳥獣保護区	希少鳥獣生息地	越谷市	145.0	平成29年11月1日から 平成39年10月31日まで	
38	男衾中学校 鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	寄居町	4.0	平成29年11月1日から 平成39年10月31日まで	
50	上尾 鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	上尾市	6.3	平成29年11月1日から 平成39年10月31日まで	
64	かわせみ河原 鳥獣保護区	集団渡来地	深谷市、寄居町	67.1	平成29年11月1日から 平成39年10月31日まで	
合計			8か所	1,674.6		

※ 平成29年10月31日に期間満了を迎えるものを更新し、新たな存続期間を平成29年11月1日から平成39年10月31日までとする。

(2) 区域変更

No.	名称	区分	所在地	面積 (ha)			存続期間	備考
				変更前	変更	変更後		
21	観音山 鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	秩父市、小鹿野町	1,199.0	△ 17.7	1,181.3	平成29年11月1日から 平成36年10月31日まで	
		合計	1か所	1,199.0	△ 17.7	1,181.3		

## 2 特定猟具使用禁止区域（銃）

### （1）期間更新

No.	名称	所在地	面積 (ha)	更新後の存続期間	備考
11	西部年金センター 特定猟具使用禁止区域（銃）	越生町、ときがわ町	297.0	無期限	
12	大附 特定猟具使用禁止区域（銃）	ときがわ町	584.0	無期限	
32	長瀬 特定猟具使用禁止区域（銃）	長瀬町、皆野町	619.0	無期限	
34	秩父 特定猟具使用禁止区域（銃）	秩父市、横瀬町	1,263.0	無期限	
38	大久保山 特定猟具使用禁止区域（銃）	本庄市、美里町	342.0	無期限	
53	利根川総合運動公園 特定猟具使用禁止区域（銃）	熊谷市	520.0	無期限	
54	蒔田 特定猟具使用禁止区域（銃）	秩父市	350.0	無期限	
55	露梨子 特定猟具使用禁止区域（銃）	寄居町	333.7	無期限	
86	川里 特定猟具使用禁止区域（銃）	鴻巣市	840.5	無期限	
115	瀬戸 特定猟具使用禁止区域（銃）	ときがわ町	36.6	無期限	
116	滑川羽尾 特定猟具使用禁止区域（銃）	滑川町	38.0	無期限	
	合計	11か所	5,223.8		

※ 平成29年10月31日に期間満了を迎えるものを更新し、存続期間を無期限とするものである。

(2) 区域変更

No.	名称	所在地	面積 (ha)			存続期間	備考
			変更前	変更	変更後		
121	菅間 特定猟具使用禁止区域 (銃)	川越市	460.0	35.8	495.8	平成29年11月1日から 平成31年10月31日まで	区域変更後は川島町 も含む。
	合計	1 か所	460.0	35.8	495.8		

### 3 指定猟法禁止区域（鉛散弾）

区域変更

No.	名称	所在地	面積（ha）			備考
			変更前	変更	変更後	
3	入間川 指定猟法禁止区域（鉛散弾）	川越市、川島町	402.6	△ 35.8	366.8	管間特定猟具使用禁止区域（銃）の 拡大に伴う縮小
	合計	1か所	402.6	△ 35.8	366.8	